



information

国民年金

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます（一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。）

●申請免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

●納付猶予制度

50歳未満で、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されます。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度はともに、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができ（失業等による理由を除く）。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度について、くわしくは年金事務所または市役所・町村役場の国民年金担当係へご相談ください。

・**渋川年金事務所 代表**

☎0279・22・1614

税務署からのお知らせ

◇**個人事業者で消費税の免税事業者の方向け及び基本的なインボイス制度についての説明会を次のとおり開催します。**

●**会場** 中之条税務署 1階会議室
●**日時**

令和4年9月14日(水)午前10時から12時まで(2時間)
令和4年9月14日(水)午後2時から4時まで(2時間)
令和4年10月18日(火)午前10時から12時まで(2時間)
令和4年10月18日(火)午後2時から4時まで(2時間)
令和4年11月24日(木)午前10時から12時まで(2時間)
令和4年11月24日(木)午後2時から4時まで(2時間)
令和4年12月16日(金)午前10時から12時まで(2時間)
令和4年12月16日(金)午後2時から4時まで(2時間)

●定員

各回20名(事前登録制／先着順)
9月14日開催分は9月12日(月)17時まで
10月18日開催分は10月14日(金)17時まで
11月24日開催分は11月21日(月)17時まで
12月16日開催分は12月14日(水)17時まで
にお電話で予約願います。

●その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合があります。

来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

●**お問い合わせ先** ☎0279-75-3355
中之条税務署 個人課税部門(内線19)

【令和4年中に土地・建物を売却・交換など譲渡(公共事業の買い取りを含む)された方へ】

令和4年中に土地や建物をお売りになった(公共事業の買い取り「例:上信道にかかる土地等の収用」を含む)方などにつきまして、申告のための相談が必要な方は確定申告期間前にお受けしています。相談は事前予約制となっておりますので電話でお問い合わせください。

【令和4年中に贈与を受けた方へ】

令和4年中に贈与を受け、申告書の提出のための相談が必要な方については、同様に相談をお受けしていますので、電話でお問い合わせください。

●**相談会場** 中之条税務署
●**相談予定日** 毎月第1・第3水曜日
●**相談時間** 午前9時から午後4時
●**予約及びお問い合わせ先**

☎027-224-4437(前橋税務署資産課税部門)

※相談にはお時間がかかる場合があります。感染症予防のためにも、混雑する時期を避けてご相談ください。

●お問い合わせ先

中之条税務署 ☎0279-75-3355(代表)

※音声案内が流れましたら、「2」を選択してください。

労働委員会が雇用のトラブル解決をサポートします

近年、職場でのパワハラや解雇など、個々の労働者と事業者との間にトラブルが増加しています。県労働委員会は、そうした労働紛争問題を公平・中立の立場で取り扱う独立した専門的行政機関です。

「個別労働紛争あっせん制度」では、労使問題に関し経験豊かなあっせん員が、労使双方の言い分を伺いながら、労使の歩み寄りを促して、紛争が話し合いにより円満に解決されるようサポートします。

費用は無料で、秘密は厳守します。労使間のトラブルでお困りの方は、当委員会にご相談ください。電話での相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

●対象者

県内事業所に勤務する労働者・県内事業所の事業主

●対象事案

解雇・雇止め・配置転換・懲戒処分・パワハラなどの労働に関する紛争

●費用 無料

《お問い合わせ・相談先》

群馬県労働委員会事務局(県庁26階)
☎027-226-2783

県営住宅11月定期募集のご案内

●入居可能日

当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。

●所在地・間取り・募集戸数・家賃

募集案内をご覧ください。

●入居資格

現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど

※連帯保証人は不要です。

※単身での申し込みが可能です。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ(<https://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください。

●申し込み期間 令和4年11月1日(火)～15日(火)

●申し込み方法 所定の申し込み用紙を県住宅供給公社へ郵送

●申し込み用紙・募集案内配布場所

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、市役所・町村役場など

●その他 入居者は公開抽選で選定します。

※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

県住宅供給公社 ☎027-223-5811
FAX027-223-9808(住宅政策課)



マイナポイント第2弾



ポイント受取に必要なマイナンバーカード申請期限は9月末まで!

現在、マイナポイント第2弾として最大20,000円分のポイントがもらえるキャンペーンが行われています。このポイントを受け取るために必要な、マイナンバーカードの申請期限は9月末までとなりますので、早めの申請がおすすめです。

※マイナポイント第2弾の受け取りの権利はなくなりますが、9月末以降もマイナンバーカード申請自体は可能です。

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請は…

郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明用写真機から無料でできます。

1

郵便で

- ① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。



2

パソコンで

- ① デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
- ② 交付申請用のWEBサイト(マイナンバーカード総合サイト)にアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



3

スマートフォンで

- ① スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します。
- ② 交付申請書のQRコードを読み込み、申請用WEBサイトにアクセスします。
- ③ 画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。



4

証明用写真機で

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。
- ② 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。



※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>)をご確認ください。

※対応しているまちなかの証明用写真機
株式会社DNPフォトイメージングジャパン
日本オート・フォト株式会社
富士フイルム株式会社

※マイナンバーカードの申請が困難な方は、住民課窓口までお気軽にお問い合わせください。
役場の住民課窓口でも申請手続きのお手伝いをしております。(☎0279-63-2111)

／ 入ってよかった! ／

中退共の退職金制度

事業主の声

従業員との信頼関係も厚くなり、人材の定着につながっています

掛金が全額非課税なので、節税にもつながりました

従業員の声

退職後の保証があるので安心して働けます

パートの私も加入させてもらい、新たにやる気が出てきました

60年で110万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です!

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください [中退共](#) [検索](#)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 ちゅうたいきょう
 中小企業退職金共済事業本部 略称: 中退共
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

インターネット通販では、申し込み前に「最終確認画面」を必ず確認してください。

「最終確認画面」のチェックリスト

<注文する前> **必ずチェック!**

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか?
- ☐ (定期購入が条件になっている場合。)継続期間や購入回数が決められていませんか?
- ☐ 支払うことになる総額はいくらですか?
- ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか?
- ☐ 利用規約の内容を確認しましたか?
- ☐ 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?

※未成年者の場合は以下の点も確認してください。

- ☐ 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか?
- ☐ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか?

吾妻郡消費生活センター ☎0279-75-1166
 全国共通ナビダイヤル #188

令和4年秋の全国交通安全運動が実施されます

9月21日(水)～9月30日(金)

これからは日没時間が早まります!!!
 運転者→日没30分前の“ぴかっと”
 早めのライト点灯をしましょう。
 歩行者→「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るく目立つ色の服や反射材等を着用しましょう。
 家庭では、子どもや高齢者が出かける時には、**車等に注意するよう『あたたかい声かけ』**をお願いします。



知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主 建設業を営む方
対象となる労働者 建設業の現場で働く人
掛金 日額320円

★特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

✦ **建退共制度の特例措置のお知らせ** ✦
 建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

☆ **建退共から事業主の皆様へのお願い**

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。
 ぜひ、アクセスしてご覧ください!!

[建退共](#) [検索](#)



総務省統計局・都道府県・市区町村

安心して働ける明日へ。



令和4年

10月1日

就業構造 基本調査

みなさまの就業に関する状況について現状を正しく把握し、安心して働ける社会を実現していく、国や地方の施策の基礎となる重要な調査です。
詳しくは [就業構造基本調査](https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html)  <https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/campaign/index.html>

調査員がうかがいましたら、ご回答をお願いします。

▲ 就業構造基本調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。調査員は「調査員証」を必ず携帯しています。

どんどん増えてます!!
インターネット回答!!



令和2年国勢調査では、
約40%の方が
インターネット回答を選んでいます